

太田市開発審査会提案基準 17 流通業務施設 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">流通業務施設</p> <p>4車線以上の国道並びに高速自動車国道のインターチェンジの周辺における流通業務施設に係る開発行為等であって、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>(中略)</p> <p>2 上記1(1)又は(2)に該当するものにあつては、積載量5t以上の<u>貨物自動車</u>が1日平均延べ16回以上発着すると地方運輸局長が認めたものであること。</p> <p>3 申請地は、次に該当すること。</p> <p>(1) <u>上記1の(1)又は(2)の施設にあつては、次のいずれかに該当すること。</u></p> <p>ア <u>国道17号、国道50号又は国道122号の沿道であること。</u></p> <p>イ <u>高速自動車国道の太田桐生インターチェンジ及び強戸スマートインターチェンジの出入口で、一般道と接する地点より半径1kmの範囲にあり、かつ、幅員9m以上で続く既存道路の沿道であること。</u></p> <p>(2) 上記1の(3)の認定施設にあつては、高速自動車国道のインターチェンジの出入口で、一般道と接する地点より半径5kmの範囲にあり、かつ、幅員9m以上で<u>続く</u>既存道路の沿道であること。</p> <p>以下、略</p>	<p style="text-align: center;">流通業務施設</p> <p>4車線以上の国道並びに高速自動車国道のインターチェンジの周辺における流通業務施設に係る開発行為等であって、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>(中略)</p> <p>2 上記1(1)又は(2)に該当するものにあつては、積載量5t以上の<u>大型貨物自動車</u>が1日平均延べ16回以上発着すると地方運輸局長が認めたものであること。</p> <p>3 申請地は、次に該当すること。</p> <p>(1) <u>上記1の(1)又は(2)の施設にあつては、国道17号、国道50号又は国道122号の沿道であること。</u></p> <p>(2) 上記1の(3)の認定施設にあつては、高速自動車国道のインターチェンジの出入口で、一般道と接する地点より半径5kmの範囲にあり、かつ、幅員9m以上の<u>既存道路</u>の沿道であること。</p> <p>以下、略</p>